

国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されています。

- ・住民票の住所に通知カードまたは個人番号通知書（令和2年5月25日以降に住民票に登録された方）が送付されています。受け取られていない方は、市民課（0827-29-5039）にお問合せください。
- ・マイナンバーカードの交付については市ホームページのキーワード検索で、「マイナンバーカード」と入力して検索してください。



愛称：マイナちゃん

※法人にも、13桁の法人番号が通知されています。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結び付いた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。



個人情報は一元管理されず、複数の機関間における情報連携には個人番号を使用しないため、個人番号から芋づる式に個人情報が抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバー制度では、個人情報が同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所などに、これまでどおり情報は分散して管理されます。また、役所の間で情報をやり取りする情報連携の際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、たとえ1か所での漏えいがあったとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

通知カード・マイナンバーカードに関するお問い合わせについてはこちら

- 地方公共団体情報システム機構のマイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

- 個人番号カードコールセンター

☎：0570-783-578 （一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250へ）

- ・全日8時30分～20時00分
- ・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
- ・マイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日受け付け

よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等における情報連携が可能になり、様々なメリットをもたらします。

国民の利便性の向上

社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります。



行政の効率化

行政手続が、早く正確になります。



災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。



年金などの社会保障を確実に給付します。



この2つで、さらに便利に!

マイナンバーカード

地方公共団体情報システム機構に申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。

※ICチップの電子証明書では、マイナンバーを使用していません。



マイナポータル

自宅のパソコンから様々な情報を確認できる個人用サイトです。

※スマホやタブレットからもアクセス可能。



確認可能な情報

- ・自分の個人情報について行政機関がやりとりした履歴
- ・行政機関が持っている自分の個人情報
- ・子育てをはじめとするサービスの情報
- ・行政機関から自分に合ったきめ細やかなお知らせ など

マイナンバーの詳細はこちら

- デジタル庁のマイナンバー（個人番号）制度のホームページ

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>)

- マイナンバー総合フリーダイヤル

☎：0120-95-0178（無料） 平日9時30分から20時 土日祝9時30分から17時30分 年末年始を除く

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料） 050-3818-1250

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

・マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26

・マイナンバーカード、通知カード、紛失・盗難に関すること 0120-0178-27